

(別添)

基労補発0624第1号

平成22年6月24日

国土交通省海事局

運航労務課長 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

船員保険と労災保険統合に伴う連携に係る事務処理について

船員保険と労災保険の統合に関し、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）」が成立され、平成22年1月1日より施行されたところである。

今回の労働者災害補償保険法改正において、船員に係る労働災害の予防を所掌する貴省と労働災害の補償を所掌する当省との間に、船舶所有者及び船員に対する監督・指導を行うよう要請を行うとともに、当該監督・指導において得られた情報等を必要に応じて、提供してもらうための連携規定が設けられたところである（労災保険法第49条の2及び第49条の3）。

平成22年1月1日以降、船員に対する労災保険給付の適正な支払を確保するために必要となる調査のうち、貴省の権限に属する部分については、当省から貴省に対し協力をお願いすることとなるが、その的確な実施のため、当省において別添のとおり各都道府県労働局に対し指示することとしているので、これらについて御了知の上、関係機関に対する周知及び協力方お願いする。

被災状況調査照会書

1. 災害発生状況等について

・ 災害発生状況

・ 災害発生原因（所見）

2. 災害原因に係る直接の船員法違反の有無

有 ・ 無 ・ 不明

3. 当該法違反に係る措置の程度

4. 送検の有無

有 ・ 無

5. 有の場合、送検した船員法及び関係省令の条文

6. その他 ()

※不要な項目がある場合あらかじめ横線で抹消しておくこと。